審　査　基　準

令和５年４月１日作成

法　　令　　名	道路交通法施行規則
根　拠　条　項	第１条第２項第１号
処 分 の 概 要	乳母車の確認
原権者（委任先）	警察署長
法 令 の 定 め	
審　査　基　準	道路交通法施行規則第１条第２項第１号に基づく確認に当たっては、申請に係る乳母車の特定の方法による通行について、以下の事項を勘案して審査するものとする。 ①　通行の経路が特定されていること。 ②　申請に係る乳母車の大きさに照らして、おおむね当該経路（歩道等）が十分な幅員を有しているなど、他の歩行者の通行を妨げるおそれがあるとまでは言えないこと。 ③　特定した経路中に見通しの悪い交差点等がある場合において、他の歩行者との衝突等の危険を防ぐための適切な安全措置（乳母車の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなど）がとられていること。 ④　その他、特定した経路、通行方法等について他の歩行者の通行を妨げると認められる特段の事情がないこと。 なお、上記検討を行うに当たっては、主な使用時間帯における当該経路の交通量を考慮するものとする。
標 準 処 理 期 間	５日（行政庁の休日は含まない。ただし、２以上の警察署の管轄にわたる場合は、７日とする。）
申　　請　　先	住所地を管轄する警察署の交通課
問 い 合 わ せ 先	警察署交通課
備　　考	